

第5回基本構想検討委員会等を開催しました

市民や有識者等で構成する「基本構想検討委員会」の第5回会議を5月21日（火）に開催しました。第5回会議では、前回会議に引き続き「基本理念」と「基本方針」についての議論を行ったほか、新庁舎に必要な機能や概算の規模などについて議論を行いました。今回の事業では新庁舎だけでなく、公共施設等についても一体的に整備を進めることから、次回以降の会議において、公共施設等に必要な機能や概算の規模などについても議論を行っていきます。

また、庁舎と公共施設を集約している県内自治体の視察を行っています。
さらに、市議会の「公共施設のあり方に関する調査特別委員会」に同行させていただき、岩手県の遠野市及び紫波町、栃木県の鹿沼市及び壬生町の各庁舎等の視察を行いました。



昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅にお住まいの方へ

昭和56年5月31日以前に建築した木造住宅は、新しい耐震基準が導入される以前に建てられており、耐震性が不足している可能性があります。地震による被害を最小限にとどめ、大切な生命や財産を守るため、補助金を活用し住宅の耐震化を進めましょう。

- 耐震診断
 - ・木造住宅耐震診断士派遣事業 …3戸 ※自己負担額:3,500円
 - ・木造住宅耐震診断費補助事業 …1戸
補助額 診断費の2/3を補助(最大3万円)

- 耐震改修等
 - ・木造住宅耐震改修補助事業 …1戸
補助額 工事費の4/5を補助(最大100万円)
※耐震診断の結果、現在の耐震基準を満たしていないもので、下記に該当するもの。
①耐震改修設計と耐震改修工事を併せて実施するもの
②建替え設計と建替え工事を併せて実施するもの

受付期間 9月30日(月)まで(土日・祝日を除く)

※予定数に達した場合、募集を締め切らせていただきます。
※各制度には利用にあたっての条件があります。
詳細についてはお問い合わせください。

問 市役所 都市計画課 ☎ 36-7754

空家を所有する方へ

人口減少や少子高齢化が進む中、生活様式の変化などに伴い、全国的に空家が増えています。市では空家の利活用または除却を目的とした補助制度があります。

- 1 空家バンク
市内にある「売りたい、貸したい」空家の情報を登録し、「買いたい、借りたい」方との交渉をお手伝いします。

- 2 空家修繕費補助金 …2件
空家バンクの物件を購入した方に、その物件の修繕費用の一部を補助します。



- 補助額 修繕費用の1/2(最大50万円)
- 3 空家解体費補助金 …10件
老朽化が著しい空家を解体する場合に、その解体費用の一部を補助します。

- 対象 1年以上使用されていない「特定空家等」または「不良住宅」と判定された空家
- 補助額 解体費用の1/2(最大50万円)

※各制度には利用にあたっての条件があります。詳細についてはお問い合わせください。
※補助金については、予定数に達した場合、締め切らせていただきます。

問 市役所 都市計画課 ☎ 36-7754

危険なブロック塀等の撤去費用を補助します

大通りや通学路に面したブロック塀は、災害時に通行者に被害を及ぼす可能性があります。

銚田市では、地震等の自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等の撤去工事費用の一部を補助します。

- 危険ブロック塀等撤去補助事業 …5件

補助額 撤去費用の2/3(最大10万円)
対象区域

市内の通学路または銚田市地域防災計画に定める緊急輸送道路沿線のブロック塀等(倒壊の危険性があり、その倒壊により通行者に被害を及ぼす恐れのあるものに限る)

対象ブロック塀等

コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀

受付期間 9月30日(月)まで(土・日・祝日を除く)

※予定数に達した場合、募集を締め切らせていただきます。
※撤去、改修等済みのブロック塀等への補助金交付は出来かねます。ご了承ください。

問 市役所 都市計画課 ☎ 36-7754



不動産公売を実施します

HPはこちら▼



■日 時 令和6年7月30日(火) 受付9:50~

■場 所 銚田市福祉事務所 2階会議室

■対象不動産

※地積は登記簿による表示です

売却区分番号	物件の所在	財産種別	地積	見積価額	公売保証金	買受適格証明
R6-1	銚田市安房 字大清水 2747 番	田	1,684 m ²	300,000 円	30,000 円	要
R6-2	銚田市台濁沢 字角台 2493 番 1	畑	823 m ²	310,000 円	40,000 円	要

■公売に関する詳細資料等について

「公売広報」は市収納課窓口・各総合支所に設置してありますので、ご自由にお取りください。また市ホームページからも確認できます。なお郵送希望の方は、市収納課までご連絡ください。

■注意事項

- ・公売執行前に、滞納税の完納などで中止になる場合があります。当日は参加前に中止の有無をご確認ください。
- ・市は、買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、登録免許税等は買受人の負担となります。
- ・市は、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、すべて買受人自身で実施していただきます。
- ・隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。
- ・農地の公売に参加するには市農業委員会の発行する「買受適格証明書」の提出が必要です。手続方法等については、市農業委員会事務局へお問合せください。

問 市役所 収納課 ☎ 36-7494

枝払いにご協力ください

問 市役所 道路建設課 ☎ 36-7671 / 銚田工事事務所道路管理課 ☎ 33-2143

木・枝の張り出し等によって、車道や歩道の通行の障害となっている箇所が多数見受けられます。また、これらにより車両や歩行者に事故が発生した場合、樹木の所有者が責任を問われる場合があります。

トラブルを未然に防ぐためにも、写真のように木・枝等の貼りだした状態が見られる土地・樹木を所有されている方は、樹木の伐採や枝払いをしていただくよう、ご協力をお願いします。

なお、樹木等の伐採の際には、電線・電話線に十分ご注意ください。

※電線にかかっている場合には、【東京電力 ☎ 0120-995-332】へご相談ください。

